

第 3 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

1 計画策定について

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画に定める事項

- ・教育・保育提供区域の設定と幼児教育・保育の見込み（必要量）、提供体制、内容、実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の見込み（必要量）、提供体制・内容・実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進策
- ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) その他記載事項

- ・子ども・子育てを取り巻く現状と課題
- ・子ども・子育て施策の方針、展開、目標・指標 など

(3) 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度

(4) 策定作業スケジュール

令和 6 年 2 月頃	ニーズ調査実施（2 月～3 月の期間中）
5 月頃	〃 結果公表
6 月頃	事業見込み量・目標量の設定
8 月頃	事業計画素案作成
10 月頃	〃 案提示
12 月頃	〃 パブリックコメント
令和 7 年 3 月頃	〃 確定
4 月	〃 施行

2 ニーズ調査

第 3 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定のため、家庭等の状況に応じた需要や子育て支援・環境の要望・実態の把握、保育施設等のあり方などを調査

(1) 実施方法

オンラインにて実施

(2) 調査内容

「資料 1 - 2」のとおり

(3) 調査期間

令和 6 年 2 月～3 月上旬

(4) 結果の公表

令和 6 年 5 月（予定）